

議 事 日 程 (第 1 号)

平成24年10月31日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第84号 関ヶ原町功労者の選定取り消しについての専決処分の承認を
求めることについて

日程第 4 議案第85号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認を
求めることについて

日程第 5 議案第86号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例に
ついて

日程第 6 議案第87号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 7 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (8 名)

1 番	室 義 光 君	2 番	澤 居 久 文 君
3 番	松 井 正 樹 君	4 番	田 中 由 紀 子 君
5 番	小 谷 清 美 君	6 番	浅 野 正 君
7 番	中 川 武 子 君	9 番	子 安 健 司 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	浅 井 健 太 郎 君	教 育 長	山 崎 悦 生 君
監 理 官	西 脇 康 世 君	参事兼総務課長	谷 口 輝 男 君
参事兼学校・ 社会教育課長	山 田 満 君	産 業 建 設 課 長	澤 頭 義 幸 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	吉 田 和 司	書 記	富 田 真 一 郎
書 記	河 合 素 女		

開会・開議の宣告

議長（澤居久文君） ことしも、もう既にあと2カ月ということで、あっという間の1年でございますけれども、町長選も間近になってきましたので、何となくきな臭いにおいがしてきましたけれども、きょうは臨時議会ということで、とりあえず慎重審議のほうをよろしく願いいたします。

それでは、平成24年第5回関ヶ原町議会臨時会をただいまより始めます。

会議を始める前に、若干お願いしたいことがありますので、御了承願います。本臨時会の議事日程を、お手元に配付のとおりとし、会期は本日1日ということで進めたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

なお、会議終了後、若干協議したいことがありますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第5回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（澤居久文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、9番 子安健司君、1番 室義光君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（澤居久文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第84号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第3、議案第84号 関ヶ原町功労者の選定取り消しについての専決処分承認を求めることについてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第84号について御説明申し上げます。

さきの第4回議会定例会において、第62号議案として議決を得た町功労者の中に、既に表彰を受けられた方が含まれていたため、その中から1名を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により取り消しましたので、ここにおわびを申し上げるとともに御報告を申し上げます、議会の承認を求めます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第84号について御説明申し上げたいと思います。

議案にありますように、山本幸夫氏につきましては、平成9年に既に表彰を受けられておりました。私どもの受賞者名簿にあるのを見落としてしまったということで、深くおわびを申し上げます。

ただ、ちょっと言いわけになりますけれども、平成13年に表彰条例が改正されておまして、それ以前におきましては、複数の職にあったものを合算して、その期間の基準に達すれば表彰ということになっておりました。13年以降、改正以降ですと、一つの分野に対して長期にわたっての基準を設定したということであり、このような山本氏が20年という同じ期間をやってみたということで、その思い込みもありまして間違いを起こしたというようなことでありまして、申しわけなく思っております。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 13年に変わったと、表彰条例が変わったということなんですが、例えば今回のときでも、やはり事前に山本さんに聞くとか、今度表彰の対象になったんですがという話は事前にされるんでしょうね。それが1点と、委員会が何かで検討をなされたと思うんですが、例えばある方は辞退でいいとか、実を言いますと、私も辞退したような形になったんです。これは、今お見えになりませんが、谷口さんとともに、現職だったらそういうのは外していただきましょうというようなことになったわけですが、今後こういうことはないと思うんですが、やはりきちとした明確で、例えば裁量でそれなら自分のあれではなしに、辞退したらもう一生いいんだとか、そういう規則とか規約を何かつくっていただけると、はっきりして一番いいんじゃないかなと思うんですが、その辺の2点、お願いします。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 1つ目の、事前に通知というのは行っておりません。一応審査委員会というものをやります。それで審査委員会に通った時点で、議会が終わってからお知

らせしております。事前に、あなた表彰されますよというようなことを言えない状況ですので、議会の議決がなければ表彰は行われないうような、今、うちの条例になっています。慣行ですけど、よそでは功労者に関しては議会の議決はないと、特功はあるとかというようなことはありまして、うちは功労者自体も議決を得なければならぬなっていますので、議会の議決を得る前に、あなた表彰できますよというようなことは、普通しておりません。今回も通知をした時点では、まだ何も返事がなくて、うちが発覚というか、間違いがわかりましたもので、本人さんにそういうことということで、了解を得てやっております。それから、規則の改正は……。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） これについての規約等とかきちんとしたものをつくれというお話ですが、先ほど総務課長が申しあげましたように、名簿表があるんです、実を言いますと。それを直接の担当職員が実は見落としてまって、こういうことになったわけございまして、後から、議決いただいてから、実はありましたという報告があつて、私は見てませんので、一応該当するもの挙げてこいという形で、当然、今総務課長が言いましたように、山本さんの場合は、交通安全委員会の支部長を20年目になったところらしいんですが、前に合算でやったこと、そら挙がっておるやつを本当に名簿から見落とすと、そういうことございまして、そういうミスさえなかったら今回こういう不手際はなかったと思いますので、別にそのルールをつくるとかつくらんとかということではなしに、本当に単純なミスであるということございまして、御理解いただきたいと思います。

議長（澤居久文君） 西脇監理官。

監理官（西脇康世君） 後のほうの辞退した場合は、現在のところは何も規定はございません。国のほうの表彰を受けられる叙勲の関係とかそういう場合には、潜在者名簿というのをつくっております。それに準じたような形を、今後ちょっと検討させていただいて、整備を図れればと思っておりますので、猶予をいただきたいと思います。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 辞退というのもいろいろございまして、私も、議員のときに功労者という話で議決いただいたんですけど、私は一切それはいただかないという形で辞退した経緯があります。それと、私の前には矢橋五郎さんが辞退をしていらっしゃるというケースもあったようでございます。そのほかの方については、例えば浅野議員さんの場合も、前の矢橋さんでも、今回の該当はしたけど辞退した生駒さんもそうございまして、一応そういう役職にある間はもらわないと、役職が終われば、そのときに表彰をしてくれというケースがありますので、その辺をきちんと記載をしてやっておこうと、それは大事なことだと思いますので、その辺は個々の例によりますから、それに合わせてきちんとして、そういうふうにしていか

なくてはならないと、そういうふうには思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 今、浅野議員の関連のようになりますが、この話が起ったときに、当然、特別功労者、功労者の一覧表があって、その各部門で表彰されたというのがあるはずですから、それを見れば、僕は一目瞭然で、何でこんなことになったんやなとまず聞こうと思っておったんですが。それと、きょうの中日新聞にもあんなような記事が載ったわけですが、その辺はやっぱりきちとこれからは確認していただきたいというふうに思っていますし、実は私の場合は10何年前に、多分、たしか功労者としていただいたような記憶があるんですが、今の、現職は辞退するという前にですよ、前に。たしかそんなような記憶があると思いますが、ありますか。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 正直な話、今回の小谷議員さんも功労者ということで名前が挙がっていたんですけど、それは前の名簿を見て確認して、ちゃんと外してありましたんです。ただ、偶然にもこの人だけはちょっと概念がそういうあったもんで、名前を見逃してしまったと。200何人の名簿がありまして、死亡とかあれが消してあるんです。生きてみえる人の中でこの該当者を探すものですから、ちょっと見落としたということで、申しわけないです。済みません。お願いします。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第85号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第4、議案第85号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6

号)の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長(浅井健太郎君) 議案第85号について、御説明を申し上げます。

9月18日の大雨により災害が発生したことに伴う測量設計業務委託料1,100万円を追加する平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算(第6号)を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めます。

なお、詳細説明につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

議長(澤居久文君) 澤頭産業建設課長。

産業建設課長(澤頭義幸君) それでは、専決第7号の詳細について説明をさせていただきます。

4ページをござんください。

平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算(第6号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,996万3,000円とするものでございます。提案説明にもございましたが、去る9月17日から19日にかけて、九州の西の海上から日本海を北北東に進んだ台風16号に向かって、南から湿った空気が流れ込んだことによる集中豪雨により発生をいたしました被災箇所の災害復旧に伴う測量及び設計の委託料でございます。

発生後、災害調査の実施を行いました。災害復旧事業費国庫負担法に基づく該当箇所を選定させていただき、現地調査や現地測量、また工法選定など、短期間での業務が多岐でございます。また、今回の集中豪雨におきましては、公共土木施設、農業用施設、林道施設の3施設について同時に被災が発生いたしましたことにより、各施設の測量設計業務を委託するものでございます。

歳出につきまして、7ページをござんください。

歳出につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、農林水産業施設災害復旧費の農業施設災害復旧費につきましては、玉地内のため池、あと今須地内におけます頭首工及び大高地内におけます農業用の頭首工の被災の3カ所の場所におきまして測量設計業務を委託するもので、500万円の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、林業災害復旧費でございます。この林業産業復旧費につきましては、今須地内の林道におきまして被災がございました。下土林道ほか2カ所の林道で、合計3カ所の箇所におきまして測量設計業務委託料で、200万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、公共土木施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、松尾地内と陣

場野地内を2カ所、道路災害復旧でございます。2カ所と、今須地内の下明谷川と小林川で河川災害復旧3カ所の計5カ所の測量設計業務委託料で、400万円を補正させていただくものがあります。

各業務につきましては、既に契約をさせていただいておりまして、各部局の災害現地査定が11月中旬から下旬に実施されますので、災害現地査定に向けて測量設計中でございます。

歳入につきましては、前年度の繰越金を充当させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） 農業施設では3カ所と、林業が今須地区と公共が松尾、陣場野、今須ということでございますが、これには直接関係ないかわからんですが、秋葉地区の下のほうに池があって、もう一つ上に池があって、小さい小川みたいなのが流れていますね。御存じですか、場所。そこにいつも土のうが置いてあるんですね。例えば台風が来るときとかもずうっと冬るときにはどけてあると思うんですが、その災害はなかったわけですか。何かあそこ、前のときにもあって、大量に水がそこへ集中してきて、住宅のほうへ来たというようなことをお聞きしておったんですが、今回はなかったんですか。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 私も、雨降りますと必ず現地を回っておりますけど、今回私が行ったときには、まず道一本入った住宅は全然そういうことにはなっておりませんでした。そして道路脇の池のそば、あれはいつも土のうを積みますけど、実はあの水は道へ流れていくんですね、ずうっと。ちょっと雨が降ると、必ずあそこはああいう状態になると。水量が非常に多いものですから、ああいうふうにならんようにするためにはどうしたらいいかという話になりますと、かなり大きな側溝をあそこへつけて下へ流さないは無理であろうと、ただ水は流れておりますけど、自転車等の横断については、確かに通行したときに問題があるかもしれませんが、車等については、別にそう問題もないであろうと。流れる量というのはむちゃくちゃ多いわけではございませんので、必ずあふれて流れているという状況にはあることは事実であります。現地はちゃんと確認はいたしております。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） ちょっと外れているかわかりませんが、消防署の前とか私の前の西から東に行くところの、側溝が詰まっているせいか、いつも大量に降りますと、通るたびに、私のほうはおかげさんと水はけがいいんですが、そういうところも国交省の問題になると思うんで

すけど、そういう対策も一遍点検していただいて、いつもなるんです、大雨が降ると。そういうのはなるべく解決策を見出していただけるとありがたいなと思っています。これは直接関係ないんですが、ちょっとこれだけお願いします。

議長（澤居久文君） 要望ですか。

6番（浅野 正君） 要望みたいな感じです。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 御指摘の件につきましては、国道事務所よりも維持ですね、大垣の、そちらのほうへ報告ができていのかどうかわかりませんが、一応きちんとした報告をして、善処するように申し送りしたいと、そのように思っております。21号の場合は大垣で、365のほうは県がやっていますので、県のほうへもあわせてそういうふうをお願いをしたいと、そういうふうには思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子さん。

4番（田中由紀子君） この11件について、全体の事業の予算規模は大体どれくらいになるか教えていただきたいんですけども、その工事はいつごろまでに完了できそうかということをお伺いしたいのと、それから、今、浅野議員も言われましたように、いつも水があふれる箇所というのが何件かあると思うんです。今回の災害についても、笹尾で側溝から水があふれて畑が水浸しになったということも聞いていますし、山の水があふれ出てアスファルトが浮いてしまったという話も聞いておりますが、常にそういう災害が起きると予想される場所についての対応はどう考えておられるか、伺いたいと思います。

議長（澤居久文君） 澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） それでは、お答えさせていただきます。工事の概算の総額なんですけど、今回この専決でお願いさせていただいておる測量設計が、今現在進行中でございまして、大きい災害につきましては、11月に、先ほど御説明をいたしましたけど、国から現地を見ていただく査定ということがございます。そこで事業費がほぼ確定をいたしますので、今この段階で総額が幾らぐらいかというのは、ちょっと申し上げにくいといえますか、ほかの案件も合わせまして、また12月をお願いするのかなというようなことも思っております。

工事の時期につきましては、今回、国へお願いする分につきましては、一応24年度工事ということで申請をさせていただきますが、工事の内容等、発注時期、関ヶ原につきましては雪等もございまして、繰り越しが発生することもあるかも知れませんが、当初といたしましては、24年度完成予定で進めさせていただきたいと思っております。あと、ここに11カ所ということで上がっていませんが、やはり国へ申請をかけようと思いと基準がございまして、それに該当しない小災害につきましては、対応できる限りで対応していきたいなというふうな考え

てございます。以上でよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 今、産業建設課長のほうから町内のことをお聞きしました。藤古川などの一級河川については県の事業というふうに聞いておりますが、玉地内でも結構大きな藤古川の土手の崩落があったわけです。県の事業についても、速やかに対応していただけるような方法をとっていただけたらと思っておりますが、県対象の事業がどのくらいの箇所か、その辺の今後の対応について、箇所とか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（澤居久文君） 澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） それでは、県の今回の災害の関係でございます。県のほうといたしましては、河川災害のみとなっております。相川で1カ所、藤古川で2カ所、今須川で3カ所、合計8カ所を今回の災害査定を受けるというような話はお聞きしております。以上です。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第86号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第5、議案第86号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第86号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例について御説明を申し上げます。

今回の人権裁判の最高裁判所の決定を受け、責任をどうとるかを考えましたが、賠償金のこともあり、11月分の給料と、任期である12月25日までの間の給料を全額カットすることにより

その意を表したいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。以上です。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 今、責任をとると言われましたが、あなたは判決に納得していないというふうにおっしゃっていますので、何に対して責任をとるのかということをお伺いします。

それから、今賠償金のこともありというふうに言われましたけれども、この給料カットと賠償金はどういう関係があるのか伺いたいと思います。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 前から申し上げているように、一方的な判決であるというふうで私は納得をしておりません。要するに、あなた方が行った黄色の紙にも、町からのお知らせで、おわびを申し上げたときにもたしか書いてあったと思いますが、偽造をした、それから今の言うその報道をした、そういうことを今まで何回も申し上げておりますが、そういうことを裁判の中で一つも加味されなかったこと、それについて1審は加味しましたけど、2審は加味しなかったんですね。1審判決どおりだと思っておりますが、ですから私は納得できていない。責任をとるというのはどういうことかといいますと、やはり町長として町が訴えられて、そして敗訴をして、町民に御迷惑をおかけすると。それが責任であるというのはそういうことであります。賠償金につきましては、その意も私自身はこの金額の中に含めておりますが、また訴えがあれば、それはそれできちんと対応していこうと、そういうふうを考えております。以上であります。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 裁判に負けて町民に迷惑をかけたということだと思っておりますけれども、相変わらず持論を述べておられるようですが、その判決の内容のほうが、裁判に勝った負けたの問題よりも、内容自身ですね、町民に4つの人権侵害をやったというところについて、特に重大な責任があるというふうに思うんです。そういう点では、私は、この給料を減額するというのは当然だと思います。当然でありますけれども、お金だけで済む問題ではないということ、町長自身はどのようにお考えられているか伺いたいのと、賠償金との関係でいけば、結局給料を返上するもので、それを賠償金に充ててほしいというふうな考え方であるとすると、それは寄附行為というような考え方になってしまうんじゃないかというふうに思うんですが、給料カットというのは、責任をとった処分という考え方によろしいんですね。つまり、給料を返

上して賠償金に充てるという考え方ではなくて、責任をとって給料を返上するという考え方でいいんですね。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） さっき一番初めにお答えしたとおりでありまして、それはあなたの私に対する押しつけの質問だと思います。初めに申し上げたとおりです。賠償金についてはさっき言ったやないですか、ちゃんと。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 充てるとか充てないとかいうことは言っていません。そういうこともありますと言っただけです。だから、もし国家賠償法でどうだこうだという話があれば、それについては、また私のほうはきちんと対応すると、そういう意味であります。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） この最高裁が最終的に決定した判決ですけれども、今回の戸別訪問の真の目的は、町長がいつもおっしゃっているようなことではなくて、統廃合に反対する住民が多くないこと、署名簿の記載が誤っていて、正しくは賛成者が多いことを直接的に聞き取り調査によって明らかにしようとするににあったというべきであると、そうすると、本件戸別訪問は正当な目的を有しないとどまらず、不当な目的を有していたと認められるというふうに裁判所は言うております。それで、町長が自分の意見を実現するために、自分に対立する町民の意見を封じるという積極的で不当な目的のためになされたというべきであるというふうに断言をしています。特にプライバシーの問題について言えば、裁判資料に出されまして、大変びっくりしたんですが、こういうような署名簿を一覧表にして、世帯ごとに分けて、名前は黒塗りしてありますけど、これに名前が全部載っているんですね。世帯ごとに誰が署名したかというのを打って、これをもとに戸別訪問をされました。これは目的外利用というふうに裁判所は言うておりますし、またこのデータをいじくり回して調査した結果を打ち込んで、それに基づいているいろいろ分類されているんですね。いまだにデータも町に保管されておりますので、私はこんな重大な人権侵害をしたことについて、やっぱり給料減額だけでは済まされない重大な責任があると思います。それは町民にとってもそうですし、職員の方の範を示すという点でもそれだけの重大な責任はあるし、対外的にも説明がつかないですね、給料カットだけでは、やはり私は辞任をすべきだと思いますが、その辺のお考えを伺います。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それはあなたの主張であって、私を支持する人は、まずはっきり言いますが、黄色の紙を出しておわびをしたと。町長、ようおわびしたと、ほんでいいんだと言っ

た方もいっぱいあるんですね。しかし、私は自分の気持ちが許さないので、今回こういう形をとらせていただいて、それはあなたの主張であって、私を支持する人の主張はそういう意見はありません。これは、あくまで。ですから、あなたが辞任をせいとおっしゃるならば、不信任案が何か出しておやりになったらいかがですか。不信任案出してください。そうしてください。そうすると一番はっきりしますので、お出しになったらいかがですか。

だから判決のことについても、確かにそれは私も承知してますけど、私は納得をしていないと言っているじゃないですか、判決については。裁判で負けて、誰しものが納得するということはあるんですか、どんな裁判でも。誰でもほんなら負けたときに……。例えば、テレビ何かでもよく出ていますけど、敗訴したときは、不当判決と言ってやっているやないですか。あなた方のグループも、不当判決と言って納得していないんでしょう。不当判決と言って、こういうプラカードを上げておやりになることあるじゃないですか。納得していないんでしょう。納得していないで不当判決とおっしゃるんでしょう、あなた方のグループでも。それなら、私が同じようにその判決に納得していないと言ったら、何であかんのですか。よくおやりになるじゃないですか、あなた方すぐテレビに連絡しておやりになるわけですから、よくおやりになってらっしゃるでしょう、不当判決と言って。納得していないから不当判決と言っているんでしょう。民事事件なんて、みんなそういうものと違いますか。判決を受けて、これで納得したと、そういうことじゃないと思いますかね。だからあなた、私にそういうことをおっしゃるんならば、先に自分たちがうそをやったり、そういうことを一回町民に謝罪してください。人のことを言う前に。私はそういう意見です。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） まだありますか。

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 今の発言を聞いて、本当にこの最高裁という一番重い判決ですね。一番最初始まったのは、人権救済の岐阜県弁護士会の警告でありました。その時点で町長が謝罪をしておれば、こんな裁判にまで発展することはなかったし、最高裁まで全国的に有名になることはなかったと思います。今の町長答弁を聞いて、全く反省がないということがよくわかりました。今後行われるいろんな公の場で、それは必ず判決が下るといふふうに思いますので、私たちもそのために町長にそういう状況を知らせていきたいといふふうに思います。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

町長。

町長（浅井健太郎君） 委員会でも申し上げましたように、私のグループはあなたを議員としてリコールをせいという意見もあるんです、私のグループの中に。はっきり言います。だから、町民にうそばかりついて、確かにこの裁判は私の敗訴になりましたけど、私は前から申し上

げているように、やはり関ヶ原町の町長として、私は本当に、真面目に生きている人間が恵まれる社会をつくりたいということできずとやってきておりますので、この1点だけを捉えてあなたおっしゃいますけど、あなた方がやっている、要するにうそ報道をやって町民をだます、そして世論を誘導する、そういう行為に対する町民の怒りはすごいものがあります。町民はそういう受けとめ方もしているので、そういうことも私どもとしては対抗手段として、今後、肩の荷がおりたときにきちんとやろうと、そういうことは私自身は思っております。まあ御期待ください。

議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 確認ですが、今、図らずも町長がこの話をされました。給料100%カットということですが、その後段で、辞職という方法も考えたが、2回選挙をやらんならんなというようなことのできぐりがありますね。公職選挙法を調べてみましても、今やめると、辞職による選挙を仮に11月25日という文言ですけれども、既に、任期満了に伴う選挙は11月25日に決まっているわけでしょう。だから辞職に伴う選挙じゃないもので、この公選法の長の任期の起算の特例です。その辺についての解釈が、僕が読んでもちょっとわからんのですが、再選挙に当たるかどうか。このくだりですよ。2回やらんならんなということですね。それは公選法の259条の2で、長の任期の起算の特例ということが、ちょっと僕よくわからんのです。この部分を説明していただきたいのと、町長自身も考えられたように、一旦辞職されて、出直し選挙ということも、当然そのほうがいいんじゃないかと僕は考えてましたんですけれども、これによって再選挙をもう一回やらんならんなものでだめだったというようなくだりですわね。その辺だけちょっと僕は教えてほしいんですけど。

議長（澤居久文君） なぜ2回やらんならんなのかという説明だけしてください。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） まず順を追って説明しますと、例えば、辞任されます。そうすると、50日以内にその辞任に伴う選挙を行わなければならないというあれになっています。ということは、今の段階で11月25日は任期に伴う通常選挙ということで決めていますね。仮に任期満了の11月25日を、辞任に伴う選挙という公示に切りかえをするんです。切りかえをしたときに、その選挙が行われますね。仮にと書いてあると思うんですけれども、仮に現職の方が当選されると、またその残任期間しかないわけです。そうすると1カ月しかないということなんです。1カ月の間に、次の任期満了に伴う選挙をやらなければならないということ。その任期満了選挙は、任期満了前30日以内に行わなければならないとなっているんです。仮に、11月25日ではなくて、言われるように、50日以内に設定します。設定するのに、例えば11月25日で

はなくて、ほかの日曜日でもいいとしますけれども、12月25日までにやらな、次の今度、12月25日を過ぎると、辞任に伴う選挙が任期以降になると無効になるんですね。ちょっと複雑なんですけど。要するに、任期満了に伴う選挙を1カ月以内にやろうということは、かなり期間が短いということで、ただ1カ月あるのでできるだろうということもいえますけれども、1カ月でやらなければならないことで、そういう現象が起こるんです、結局は。両方ともやらなければならない。それで12月25日の任期満了に伴う選挙の告示もやらなあかんということで、両方でやらなあかんということなんです。ただ仮に、現職が当選した場合は、そうなる。言われる、11月25日に仮に辞任に伴う選挙をやって、新しい方が当選されれば、そこから新しい人の任期が始まるという結果になるんです。以上です。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 私もこの法律の中身を余り細かくわからなかったもので、今おっしゃったようなことも考えたんです、実を言いますと。ちょっと調べてくれと話したら、そういう話で、これはちょっとぐあい悪いなということで、選挙に出るか出んかは私の自由ですのでね、仮に辞任したって。さっき申し上げたようなことですから、今の言う、これはぐあい悪いと、そういうことで、とりあえず、その時点での私の判断、私はまだ出るとも何とも言っていませんが、その時点での私の判断でそういうふうにしたということでありませう。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第87号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第6、議案第87号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第87号について御説明を申し上げます。

人権裁判の賠償金50万円、議員の補欠選挙追加に伴う経費169万8,000円、関ヶ原中学校地盤調査委託料1,370万3,000円など、総額1,650万1,000円を追加する平成24年度一般会計補正予算（第7号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から順次説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第87号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億646万4,000円とするということです。

14ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からでございますが、総務費の総務管理費、一般管理費50万ですが、これは補償補填及び賠償金、これは先ほど提案説明にもありましたように、人権裁判の賠償金ということで、判決の結果ですが、各人に5万円ということで、平成18年6月21日から明日の11月1日までの分の、年5分の計算をいたしまして、7人分ということで50万の予算を見ていますが、50万弱の金額の支払いがありますので、50万の予算を組ませていただいております。

それから総務費の選挙費、町長選挙費ですが、今回もう8番議員はみえませんが、議員の辞職に伴いまして、町長選挙と町議会議員の補欠選挙が同時に行われるということになりました。これで町議会補選の分の執行経費を追加するものでありまして、各報酬から原材料費までの各金額を補正を上げさせていただきました。

産業建設課長（澤頭義幸君） 続きまして、同じく14ページでございます。

農林水産業費、農業費の生活改善センター費の委託料でございます。これは今須改善センターの耐震診断業務でございまして、当初予算は見積もりを基準にさせていただいて計上させていただいておりましたが、築37年を経過しており、再調査を行いました結果、構造体の劣化状況を確認するため、部分抽出による確認作業の追加が必要となりましたので、不足分といたしまして60万円の補正をさせていただくものでございます。以上です。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 15ページをごらんいただきたいと思います。

教育費の中学校費でございます。学校管理費で1,370万3,000円の補正ということでございます。これにつきましては、現在進めております関ヶ原中学校の改築に伴います地盤調査の委託料ということでございます。これにつきましては、免震構造ということにしておりますので、そのボーリング箇所、4カ所掘るわけです。全長が140メートル掘らなければならないといっ

たこととございます。そのうち3カ所は深さが40メートル、残り1カ所は深さが20メートルの地質調査を行わなければならないといったことで、このような金額になるということとございます。ちなみに、庁舎でございますけれども、地質調査箇所はそれぞれ掘るところによって違うわけですけれども、一応庁舎の場合は全長で約50メートル、それが今回は140メートルを調査しなければならないといったことで、こういった金額になったということとございます。よろしくお願ひいたします。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、歳入のほう、13ページをごらんいただきたいと思ひいます。

繰越金、繰越金を1,650万1,000円を充当するということとございます。よろしくお願ひします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 賠償金の問題ですが、先ほど給料カットの場面で、それを充てるわけではないというふうなことだったと思うんですが、だったとしたら、この賠償金について、やはり町がその原因者である町長に対して求償権を発動するということが必要だと思ひますが、昨日監理官から求償はしないというふうに言われましたが、それはなぜか、なぜしないのか、伺いたしたいと思ひます。

それから学校管理費のところの、地盤調査委託料ですけれども、普通に建てた場合の地盤調査というのは大体幾らぐらいになるのかということをお伺ひしたいのと、この免震工法については、私もいろいろ設計士の方に御意見を伺ひましたけれども、普通は10階建てとか20階建ての高層ビルに対して、免震工法を使うとその分鉄骨の本数が少なくて済むとかということがあって、コスト的にも免震工法を使っても大丈夫だということがあって使うんだよというふうに言われました。そういう低層の建物に免震工法を使うのは、例えば、この庁舎は使っておりますね、災害のときに大変緊急時のときにセンターになるというようなこととか、岐阜県でいえば災害センター、今話題になっています原発、あそこも免震棟ということで、大事なところは免震棟にしているというふうに言われています。そういう意味では、今の学校ももちろん大事ですけれども、病院などで、揺れて、大事な書類が散乱して大変危険だということももちろんそうなんですけれども、学校ではそういう免震工法を使うというのは大変珍しいというふうにも聞いています。ですから、免震工法については一度再検討する必要があると思ひますが、伺ひます。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） その答えについては、かつて委員会でお答えしたとおりです。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） 西脇監理官。

監理官（西脇康世君） 国家賠償法に基づく求償の関係でございますけれども、きのうも相手の方がいらっしやいまして、求償するつもりはないとお答えさせていただきましたけど、あれは町全体の意思統一をされたものではなしに、私としてはという言い方をさせていただいたと思っています。ただ、その中の考え方として、国家賠償法の請求原因としては、書いてありますとおり、請求ができるのは、重大な故意または過失があった場合にできるというふうになっております。判決は故意または過失が認められるということでございます。そこら辺の解釈の仕方、それから、行政をやる場合、原因がいわゆる刑法犯に関連するようなことなら当然求償するべきだと思いますが、単なる行政の運営上の問題において、こういったことがあったということで、一々国家賠償法を取り上げておったら、思い切った行政ができないということも判断の材料の一つにさせていただきたいと思っております。そういったことから、私としては、今回は意思統一はされておられませんので、今後協議することになりますが、考えていないというふうに思っております。それから、この件に関しては、またいろんな機関で協議はさせていただくと、その上で最終決定はさせていただく、そういうつもりでおります。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 重大か重大でないかというのは解釈の違いと言われましたけれども、これは最高裁まで行っていますし、町長は十分に違法だということは認識できたと、にもかかわらず積極的にこの行為を行ったというふうに言っていますし、その内容が単なる行政上の問題じゃなくて、町民に対して人権侵害があったということなので、これはまさしく重大に当たるというふうに思いますので、今後検討されるということですので、ぜひ求償権を発動するという方向で検討をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） ひとつ質疑については簡単で、2番の総務費の選挙費ですが、目で町長選挙費と書いてあったもので、当初610万上がっておるので、何でこんだけかかるのかなと思ったら、今補欠選挙という説明があったので納得したんですけども、議会議員選挙の目ではないかということと、もう1点は、産業建設課長からあったように、今須の改善センターは当初89万8,000円の予算は見積もってとったと。だけど、ああいう建物ですから、60万の追加でこういうふうになったと。ああかかるんだなというふうに思ったんですけども、同じく玉の北部集落センターがたしか60万かしらんで耐震がかかっておったでしょう、構造上は大分違

いますけれども、そういった追加が玉の場合もあるのかどうかということと、いつごろ今須も玉の北部集落センターも耐震調査にかかれるのかと、これだけお願いします。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 僕も、最初町長選挙ということで勘違いするような形になってますので、調べていただいたんですが、前回の谷口さんのときも同じようにこのように町長選挙という目で上がっております。なぜなら、もう一つ理由もあるんですが、例えばポスター看板とかいろんな契約する段階で、ほかのものも一緒なんですけど、同時選挙ということで、及び補欠選挙という形で、一括で契約してしまいますもんで、目を分けるとどの部分がどうかと、人件費にかかりましても分けられないものですから、一つの目になっておるんです。よろしくお願いします。

議長（澤居久文君） 澤頭産業建設課長。

産業建設課長（澤頭義幸君） 玉の集落センターのほうでございますが、まず今須改善センターと構造体が違いますので、玉のほうにつきましては、当初の予算のほうで診断は可能であります。時期につきましては、予算上は改善センター費、もしくは玉の集落センター費等ございますが、町全体でまとめて契約を総務部局のほうでやっていただくようになっておりますので、発注時期につきましては、詳しいことはわかりかねますので、申しわけございません。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） 山田課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 先ほど、普通に建てるにはどれだけと質問があったんですけど、普通の建物というものがどれを指すのかといったこともありますので、それと手元に資料がございませんし、そういったことで金額的にはわからないということで申しわけございません。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（澤居久文君） これにて、本臨時会に付託されました案件の審議は全て終了しました。
平成24年第5回関ヶ原町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時59分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員